

身体的拘束等の適正化指針

ナーシングデイ伊南すまいる

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

① 身体的拘束はご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。ナーシングデイ伊南すまいるは、ご利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、運営し、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように車いす、いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように。または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、T字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するためにつなぎを着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

③ 目指すべき目標

3要件のすべてに該当すると委員会において判断された場合、本人、家族への説明を経て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者の態様や介護の見直しにより拘束の解除に向けて取り組みます。

(1) 方針

次の取り組みを通して身体拘束の必要性を除くように努めます

- ① ご利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます
ご利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討しそのリスクを除くために対策を実施します。

- ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます
管理者、委員長、委員等が率先して施設内外の研修に参加するなど施設全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作ります
- ③ 身体的拘束適正化のためご利用者、ご家族と話し合います
ご家族、ご利用者にとってより居心地のいい環境、ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されてもそのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考えます

2 委員会の設置及び開催

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持、強化します

- (1) 現在の安全対策・虐待防止検討委員会に身体拘束適正化をめざすための体制を整え、取り組み等の確認、改善を検討します
過去に身体的拘束を実施していたご利用者に係る状況の確認を含みます
委員会は月に1回開催します
特に緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します
- (2) 委員会の構成
委員会構成メンバーには主任(主任不在時は責任ある立場の職員)を含みます。また管理者は構成メンバーに含まれるとともに対策責任者と位置付けます。
- (3) 委員の役割
管理者・・・統括管理、統括責任者
委員長・・・委員会の開催、議論のまとめ
メンバー・・・プランの整備、意向の確認等、ご利用者、ご家族の意見調整、ケア方法の工夫、記録とその活用、相談員との連携、医療機関との連携等
- (4) 委員会の検討内容
 - ① 前回の振り返り
 - ② 3要件の再確認
 - ③ 3要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せてご利用者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します
 - ④ 身体的拘束の開始を検討する場合は3要件の該当状況、代替案について検討します
 - ⑤ 身体的拘束が必要と判断した場合は医師、家族等との意見調整の進め方を検討します
 - ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し

⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)

⑧ 議論のまとめ

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成、説明、保管する他、委員会の結果について従業者に周知徹底します

3 身体的拘束適正化のための研修

身体的拘束適正化のため従業者について、職員採用時の他に年1回以上の頻度で研修を実施します

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容を記載した記録を作成します

4 (1) 3要件の確認

切迫性・・利用者本人またはほかの利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性・・身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性・・・身体的拘束が一時的なものであること

(2) 要件合致確認

ご利用者の様子を踏まえ安全対策・虐待防止検討委員会(身体拘束適正化委員も兼ねる)が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の様子を参考にして同委員会で適切に検討し解除へ向けて取り組みます

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人、ご家族等へ説明し書面で確認を得ます

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為、部位、内容)
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(特に解除の予定が必要)

5 身体的拘束等に関する記録

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況やご利用者の日々の様子(時間や状況ごとの動作や様子等)記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います

6 ご利用者等による本方針の閲覧

本方針は本施設で使用するマニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とする他、ご利用者やご家族もいつでも自由に閲覧できるよう書面を施設入口に備え付けます
またホームページでの公開を行います

令和5年11月1日 改訂